

もりおかユースネット登録要領

平成 26 年 2 月 6 日市民部長決裁

改正 平成 29 年 4 月 11 日子ども未来部長決裁

改正 令和 6 年 4 月 1 日子ども未来部長決裁

(目的)

第 1 市内で、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を目指す活動をしている団体（法人及び任意団体）が登録を行い、相互の情報発信及び情報共有をしながらネットワークを形成し、子ども・若者育成支援に資することを目的とする。

(名称)

第 2 この登録団体の名称は、「もりおかユースネット」とする。

(登録要件)

第 3 もりおかユースネットの登録は、次の要件を満たすものであるものとする。

- (1) 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を目指す活動をしていること。
- (2) 活動の目的が明確な団体であること。
- (3) 5 人以上の団体であること。
- (4) 盛岡市及び盛岡広域圏で活動を行っていること。
- (5) その他、市長が特に認めたもの。

(登録方法)

第 4 もりおかユースネットの登録方法は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 第 1 項第 1 号の要件に合致した団体を登録することとする。
- (2) 登録しようとする団体は、別紙様式「もりおかユースネット登録申込書」に記入の上、こども家庭センターへ提出する。

(登録する事項)

第 5 もりおかユースネットに登録する事項は、次のとおりである。

- (1) 名称、設立（活動開始）年、代表者氏名
- (2) 団体の住所、電話番号、メールアドレス、事務担当者氏名、会員数
- (3) 目的・活動内容
- (4) 相談窓口
- (5) その他

(登録による優遇措置)

第 6 もりおかユースネット登録団体は、次のような優遇措置を受けることができる。

- (1) 子ども・若者育成支援等に関する情報提供
- (2) もりおかユースネット登録団体ハンドブックへの掲載

(登録の有効期間)

第 7 もりおかユースネットの登録の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 登録の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、年度途中における登録の有効期限は、当該年度の 3 月 31 日とする。
- (2) 団体登録の開始日は、平成 26 年 2 月 6 日とし、平成 26 年 3 月 31 日までに登録した団体の有効期間は、前号の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(欠格要件)

第 8 次に掲げる団体は、もりおかユースネットの登録はできない。

- (1) 政治・宗教・営利を主な目的とする団体

(2) 公序良俗に反する団体

(3) その他、子ども・若者育成支援としてふさわしくない団体